

産業用地を整備する民間事業者を支援します！

大分市では、企業立地を促進し、産業集積の推進を図り、もって本市経済の活性化に資することを目的として、次の2つの事業等により、企業立地の受け皿となる産業用地を整備する民間事業者を支援します。

大分市産業用地開発支援事業

【事業概要】

民間事業者による産業用地の開発事業を募集し、応募があった場合には、その内容を審査した上で、産業用開発支援事業として指定し、当該開発を実施する民間事業者を支援します。

【主な要件】

○対象地域
市内4箇所のインターチェンジ（大分、大分光吉、大分米良、大分宮河内）及び大分港大在コンテナターミナルの周辺

○開発規模
概ね5ヘクタール以上

○分譲対象業種
製造業を営む者のうち専ら物品の製造や加工等を行う施設を設置しようとする者、又は卸売業、物流業（運送業、倉庫業等）を営む者のうち物流施設を設置しようとする者

○その他
・開発に必要な届け出その他の手続を完了していること。
・複数社への分譲を予定している開発計画であること。
・国税等の滞納がないこと、暴力団員でないこと。

【支援内容】

産業用地開発支援事業として指定を受けた事業（指定支援事業）を行った民間事業者に対し、インフラ整備負担金及び奨励金を交付します。

インフラ整備負担金

（交付対象）

産業用地及びその周辺のインフラ整備（整備後、市に帰属する道路、水道施設、排水施設）に係る費用

（交付額）

「事業者が整備に要した費用」と「市が自ら施工した際に想定される整備費用相当額」のいずれか低い額

（上限額）

産業用地の面積1ヘクタール当たり2,500万円
産業用地1箇所当たり5億円

奨励金

【交付額】

売却に至らなかった分譲地に係る固定資産税等の額から、申請時点において課税されていた固定資産税等の額を減じた額（千円未満切捨て）

【交付対象期間】

最長5年度分（ただし、分譲地が賃貸借等の場合は、奨励金を交付しません。）

【交付時期】

固定資産税の納付が確認できた翌年度から、年度ごとに支払います。※奨励金の交付申請については、固定資産税等の納付を完了した日の属する年度の翌年度から、年度ごとに申請を行う必要があります。

大分市産業用地整備加速化補助金

【事業概要】

民間事業者による産業用地の整備に向けた事業計画を募集し、応募があった場合には、その内容を審査した上で、産業用地整備加速化補助金事業計画として認定し、当該事業を実施する民間事業者を支援します。

【主な要件】

○対象地域
大分市全域（ただし、県による開発候補地としての登録が必要です。詳細についてはお問合せください。）

○開発規模
2ヘクタール以上

○分譲対象業種
製造業、商品検査業（半導体の検査に係るものに限る。）、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業または卸売業を営む者

○その他
・産業用地を新たに整備することを目的とした事業であること。
・当該事業に必要な届け出その他の手続を完了していること。
・国税等の滞納がないこと、暴力団員でないこと。

【支援内容】

産業用地整備加速化事業計画の認定を受けた事業（認定事業）を行った民間事業者に対し、補助金を交付します。

（交付額）

補助対象事業ごとに、「事業者が事業に要した費用」と「市が自ら施工した際に想定される整備費用相当額」のいずれか低い額に補助率を乗じた金額（千円未満切捨て）

補助対象事業、補助率、補助限度額は下図のとおりです。

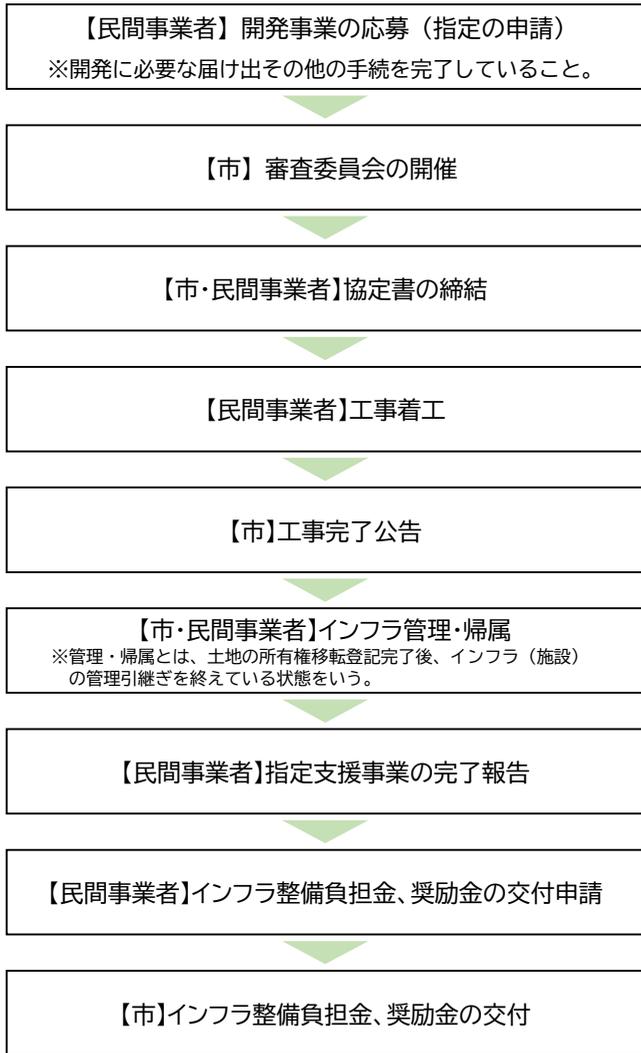
補助対象事業	補助率	補助限度額(1ヘクタール当たりの上限額)
基本設計	1/2	1億2,000万円（500万円）
詳細設計	1/2	1億5,000万円（600万円）
進入路及び排水路等の新設又は改良	2/3	3億7,500万円（1,500万円）
産業廃棄物に係る専用処理施設の設置又は改良	2/3	3億7,500万円（1,500万円）
送配電線施設の設置又は改良	2/3	3億7,500万円（1,500万円）
緑地、屋外運動場等の団地共通施設※の設置	2/3	2,250万円（150万円）
地質調査	1/2	3,750万円（150万円）
水質・水量調査	1/2	3,750万円（150万円）
適地調査	1/2	2,250万円（150万円）
用地測量	1/2	6,000万円（250万円）
地形測量	1/2	3,000万円（150万円）
区画道路及び調整池の新設又は改良	2/3	3億7,500万円（1,500万円）

※団地共通施設は、原則として、複数の区画を有する大規模な団地内に設置される施設であって、その面積が産業用地の総面積の3%以上を占め、市が管理を行うものであること。

裏面もご覧ください。

※申請に当たっては、事前に創業経営支援課企業立地担当班にご相談ください。

大分市産業用地開発支援事業



応募方法

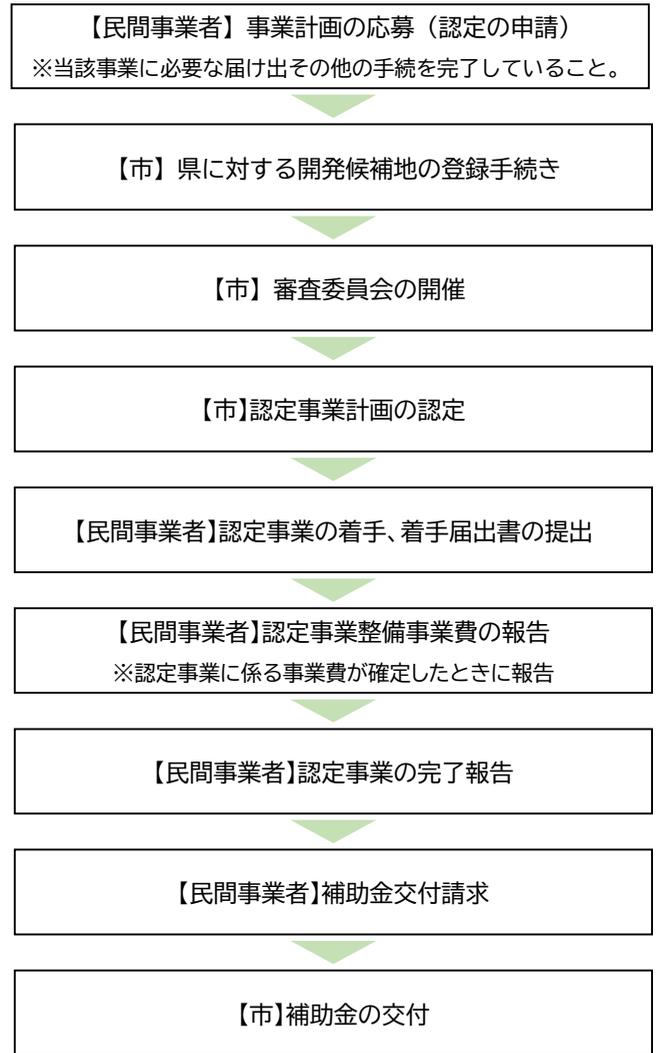
指定の申請を希望する事業者は、開発に必要な許認可等を受けた後、開発工事着工前までに、「大分市産業用地開発支援事業指定申請書（様式第1号）」に必要書類を添付の上、下記提出先にご提出ください。

※事業の詳細や申請に必要な書類等については、大分市ホームページ（下記二次元バーコード又はURLからアクセス）をご覧ください。



<https://www.city.oita.oita.jp/o155/sangyoyouti/sangyoyouti.html>

大分市産業用地整備加速化補助金



応募方法

認定の申請を希望する事業者は、当該事業に必要な届け出その他の手続を完了した後、当該事業着手前までに、「大分市産業用地整備加速化事業計画認定申請書（様式第1号）」に必要書類を添付の上、下記提出先にご提出ください。

※事業の詳細や申請に必要な書類等については、大分市ホームページ（下記二次元バーコード又はURLからアクセス）をご覧ください。



<https://www.city.oita.oita.jp/o155/sangyoyouti/kasokuka.html>

その他の注意事項等について

- ・申請に当たっては、事前に創業経営支援課企業立地担当班にご相談ください。
- ・「大分市産業用地開発支援事業」と「大分市産業用地整備加速化補助金」との併用は可能です。ただし、補助事業の重複はできません。
- ・「大分市産業用地整備加速化補助金」の対象地域となるためには、当該用地が県により開発候補地として登録されている必要があります。この登録には所定の手続きがあり、一定の期間を要しますので、詳細についてはお問合せください。
- ・補助金等の交付を受けた民間事業者は、完了報告書を提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年を経過するまでの間、当該事業に係る産業用地について、その用途を変更することはできません。

お問合せ先・提出先

大分市商工労働観光部 創業経営支援課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL：097-537-7014 FAX:097-533-6117 E-mail:kisou@city.oita.oita.jp

